



環廃産発第 110930001 号

平成 23 年 9 月 30 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課長



PCB 廃棄物に係る漏えい・紛失等の事例を踏まえた保管事業者等への  
指導の徹底について

産業廃棄物処理行政の推進につきましては、日ごろより御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、平成 23 年 9 月 5 日付け事務連絡「PCB 廃棄物対策に関する調査について（依頼）」により、各都道府県・政令市に御回答いただいた内容を別紙のとおりとりまとめましたので情報提供いたします。また、漏えい・紛失等の事例を踏まえた PCB 廃棄物を保管している事業者（以下「保管事業者」という。）等への指導等における留意事項を下記のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、下記を踏まえ、引き続き、保管事業者等に対する指導方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 都道府県・政令市において、保管事業者への指導を円滑に行うためには、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する特別措置法（以下「PCB 廃棄物特別措置法」という。）第 8 条に基づく届出により、保管状況を把握することが必要であることから、保管事業者が当該届出を確実に行うよう保管事業者への指導を徹底すること。  
特に、前年度まで届出があった者で、当該年度に届出がなされていない場合は、当該届出の義務が確実に履行されるよう指導し、必要な場合には、報告徴収の実施や立入検査等による現場確認を行うことが必要であること。
- 2 都道府県・政令市において、PCB 廃棄物特別措置法第 8 条に基づく届出について、前年度に届出された内容との変更点の確認を行う場合には、特に以下の点に留

意すること。

- (1) PCB廃棄物をPCBが含まれていない廃棄物として誤って処分した事例があった。このため、前年度届出内容から保管台数に変化があった場合、これが許可又は認定事業者における処理であることの確認を行うこと。
- (2) 事業の廃止、建屋や土地の売買等に伴って紛失している事例があった。このため、届出された内容の「届出者」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」等に変更が生じている場合にあつては、保管されているPCB廃棄物の紛失等がなく、適正に保管されていることについて、可能な限り現地確認を行うこと。

3 都道府県・政令市が立入検査等を行う場合には、各PCB廃棄物保管事業場において、保管事業者が特別管理産業廃棄物管理責任者を配置した上で、以下の点に留意した適正な保管が行われるよう必要な指導助言を行うこと。

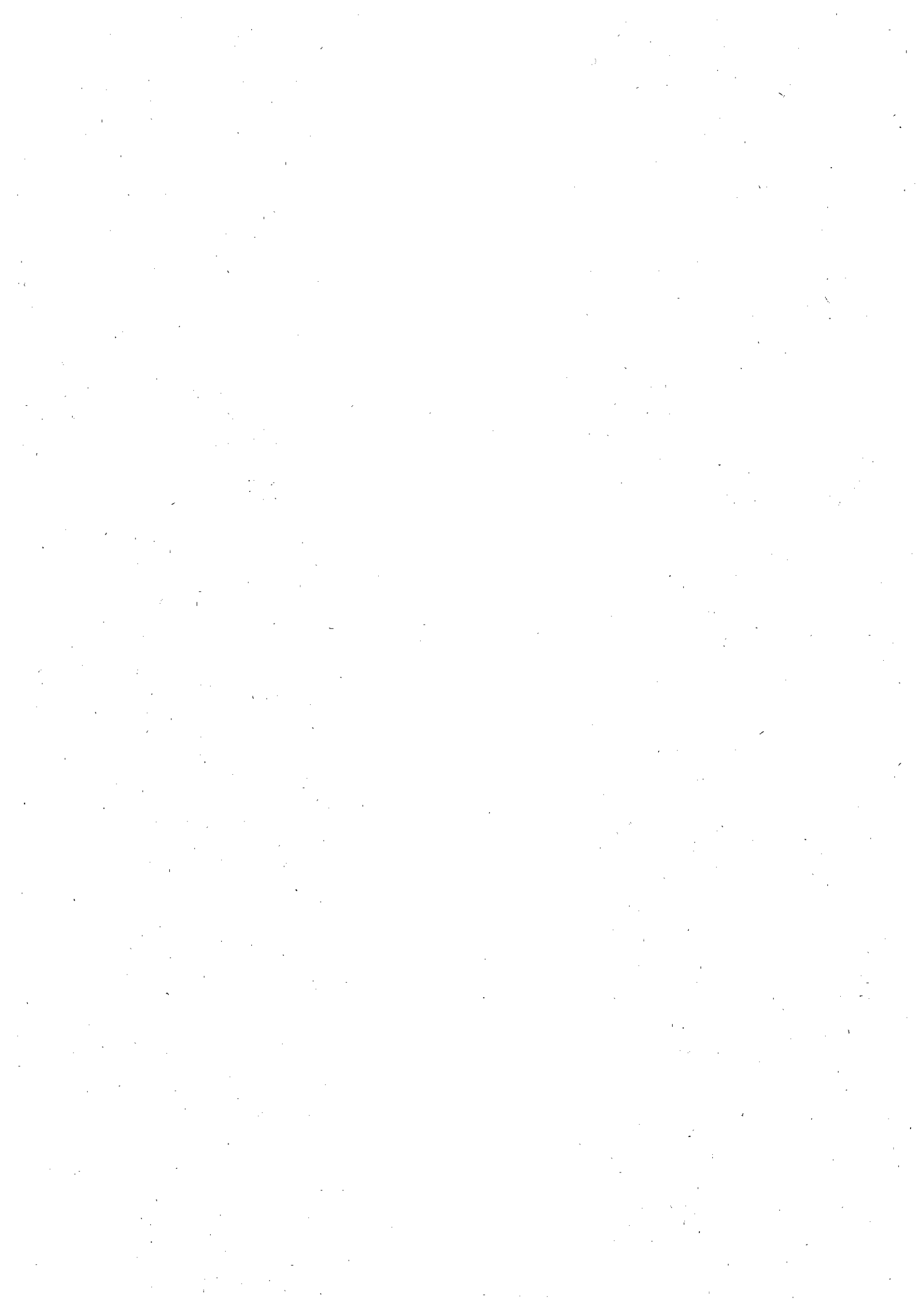
- (1) 保管期間が長期に及んでいること等から、トランス等の筐体の腐食による漏えい事例があった。このため、トランス等の筐体が腐食等により漏えいした場合にもPCBが飛散、地下浸透等をしないよう適切な措置がなされていること。特に機器の表面に絶縁油の滲み痕が生じている場合は、漏えいの恐れが高くなるため、機器の状態についても定期的に確認すること。
- (2) PCB廃棄物でないと誤認されるなどして、収集運搬・処分業者等（金属くずを有価で回収している業者を含む。）に引き渡してしまった事例があった。このため、PCB廃棄物の保管場であることを表示することに加え、他の廃棄物等が混入するおそれのないよう仕切りを設けることや、トランス等の機器や安定器の保管容器等にPCB廃棄物であることのラベルの貼付を行うことなどにより、誤廃棄等を防ぐための措置がなされていること。
- (3) 電気機器の盗難が疑われる事案が生じている。このため、保管場所を施錠することなどにより不特定の者が保管事業場に立ち入ることができないように措置がなされていること。

4 保管事業場の建屋の解体等に伴った紛失事案が生じている。例えば、都道府県・政令市において、建築部局と連携を図ることなどにより、保管事業場における建屋の解体等がされることについてあらかじめ把握した上で、解体時・解体後にも適正にPCB廃棄物が保管されていることについて周知するなど、解体時における紛失や誤廃棄の防止に努めること。

5 都道府県・政令市において、管内の収集運搬又は処分業者に対し、トランス等の電気機器の収集運搬又は処分の委託がなされた場合、それがPCB廃棄物でないこ

とを確認するよう必要な指導を行うこと。また、金属くず等を有価で回収している事業者に対しても、法令によるPCB廃棄物に係る規制について周知するなど、電気機器が金属くず等として回収されないよう、関係者に対する啓発等に努めること。

- 6 PCB廃棄物処理の許可又は認定を受けていない事業者が、保管事業者に対して処分を引き受けようとするなどの営業活動を行っている事例があることが判明している。このため、保管事業者に対して、このような営業を受けた場合には、許可又は認定事業者であることを確認するよう必要な指導を行うこと。



## P C B廃棄物に係る漏えい・紛失等の事案について

都道府県・政令市から情報提供のあった平成20年度以降に発生したP C B廃棄物に係る漏えい事案、紛失事案、不適正処理事案、不法投棄事案については以下のとおり。

※ なお、東日本大震災の影響により紛失等した事案については、集計から除いている。

## 1. 漏えい事案

機器が破損・転倒する等により環境中（土壌等）にP C Bが漏えいした事案。

年 度	件 数	漏洩したPCB廃棄物の台数		
		高圧トランス・コンデンサ		安定器
		高濃度	微量汚染	
平成20年度	35	3	47	1
平成21年度	43	5	29	2
平成22年度	43	7	25	0
平成23年度	10	0	7	0

例えば、以下のような事例があった。

- ・機器が腐食して漏えいした事例（長期間保管による腐食、屋外に放置したことによる腐食）
- ・建屋の工事やトランス等を電路から外す等の作業を行った際に誤って漏えいさせた事例
- ・機器の移動・運搬、撤去時に誤って漏洩させた事例
- ・使用中の蛍光灯の安定器が破裂し漏洩した事例
- ・機器の絶縁油抽出のため開口した際に絶縁油が噴出した事例
- ・火災等の機器の焼損により漏洩した事例

## 2. 紛失事案

P C B廃棄物が紛失した事案（疑いを含む）。

年 度	件 数	紛失したPCB廃棄物の台数		
		高圧トランス・コンデンサ		安定器
		高濃度	微量汚染	
平成20年度	34	48	5	170
平成21年度	48	53	23	14
平成22年度	40	46	16	51
平成23年度	15	11	5	202

例えば、以下のような事例があった。

- ・保管していた機器が定期確認等の際に紛失していたことが判明した事例
- ・盗難された事例
- ・建築物の解体・整理時に紛失した事例
- ・解体業者に一時的に預けていた機器が盗難により紛失した事例
- ・工事中に誤って機器を場外に搬出した際に紛失した事例
- ・保管事業者が倒産、破産して管理が不十分になった際に紛失した事例
- ・倒産処理の競売により落札者に所有権が移転される過程で紛失した事例
- ・廃業に伴い機器を撤去した際に紛失した事例
- ・工場の閉鎖後に土地・建物の賃貸借を繰り返す過程で紛失した事例
- ・火災の残骸品に混じって撤去された事例
- ・廃品回収業者に無断で持ち去られた事例

### 3. 不適正処分事案

PCB廃棄物をPCBが含まれていないものとして故意に又は誤って処分したなどの不適正処分事案。

年 度	件 数	不適正処分したPCB廃棄物の台数		
		高圧トランス・コンデンサ		安定器
		高濃度	微量汚染	
平成20年度	23	7	11	32
平成21年度	15	4	66	214
平成22年度	23	9	21	74
平成23年度	9	1	21	0

例えば、以下のような事例があった。

- ・トランスの取替工事を行った際に誤廃棄してしまった事例
- ・建物を解体する際に金属くず業者に引き渡してしまった事例
- ・建築物の解体時に機器を外さずに解体し、解体ごみに混じって廃棄された事例
- ・間違っってPCBが含有していない廃棄物として処理された事例
- ・建築物の解体時に解体業者が電気機器の再利用業者に引き渡してしまった事例
- ・汚染絶縁油を廃油と混合して基準未満として処分した事例
- ・PCB含有濃度を確認しないで処理した事例

#### 4. 不法投棄事案

年 度	件 数	不法投棄されたPCB廃棄物の台数		
		高圧トランス・コンデンサ		安定器
		高濃度	微量汚染	
平成20年度	5	6	6	20
平成21年度	9	4	8	0
平成22年度	5	4	0	0
平成23年度	1	1	6	0

例えば、以下のような事例があった。

- ・ 建設工事現場から埋設されていたトランスが発見された事例
- ・ 駐車場に不法投棄されていた事例
- ・ マンションのゴミ捨て場など一般廃棄物の集積場に不法投棄されていた事例
- ・ 工事現場の廃棄物コンテナに不法投棄されていた事例
- ・ 購入した不動産に含まれていた機器の処分に困り、敷地内に埋設した事例
- ・ 山林内の地中に廃油入りのドラム缶を埋設した事例

